

令和5年第5回

中津川市議会（定例会）議案

令和5年11月29日

## 令和5年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第114号	中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議第115号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議第116号	中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	9
議第117号	中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	26
議第118号	中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	28
議第119号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・	30
議第120号	中津川市市営住宅条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	35
議第121号	中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	39
議第122号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
議第123号	訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
議第124号	市有墓地の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
議第125号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
議第126号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
議第127号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
議第128号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48

議第129号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	49
議第130号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	50
議第131号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	51
議第132号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	52

## 議第114号

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

### 提 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条  
例

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基  
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津川市条例第3  
3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務を  
いう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同  
条第3項中「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項  
ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の4の項中「重度心身障害者並びに母子家庭等及び父子家庭に係る」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議第115号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(中津川市監査委員条例の一部改正)

第1条 中津川市監査委員条例(昭和39年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成25年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改める。

(中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中津川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改め、同項中「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条第1項中「(第20条第1項後段を除く。)」を削り、同項後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項のフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。

第25条第1項中「給与条例第20条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額以内の額で市の規則で定める額」と、同条第4項中」を「給与条例第20条第4項中」に改め、同項後段中「とあるのは、「」を「とあるのは、「月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあってはその基準月額(ただし、フルタイム

会計年度任用職員との権衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、」に、「以前」を「前」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)並びにこれに対する地域手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあってはその基準月額(ただし、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。

第26条中「により報酬が定められた」を「で報酬を定める」に改める。

第28条中「により報酬を定められている」を「で報酬を定める」に改める。

(中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年中津川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議第116号

中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

国家公務員に準拠し、職員等の給与を改定するため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第10条の2第1項中「414,800円」を「415,600円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあつては、100分の105)」を加え、同条第3項中「「100分の67.5」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を、「「100分の57.5」と」の次に「、「100分の105」とあるのは「100分の60」と」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)」を加える。

第21条の3第3項中「第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第22条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円	円

任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500

46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		

	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
1		264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
2		267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
3		269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
4		272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
5		274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
6		277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
7		281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
8		284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
9		288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
10		291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
11		295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
12		298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
13		302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
14		306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
15		310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
16		313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
17		317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
18		320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19		324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
20		327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21		331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22		335,000	403,900	453,300	517,700	605,000
23		338,400	405,500	455,600	519,500	606,000
24		341,700	407,100	457,800	521,300	607,000
25		345,000	408,800	459,800	522,900	608,000
26		347,500	411,000	462,100	524,700	609,000
27		350,000	413,100	464,300	526,500	610,000
28		352,300	415,100	466,600	528,300	611,000
29		354,400	417,200	468,700	529,900	612,000
30		356,100	419,300	470,900	531,700	613,000
31		357,800	420,900	473,200	533,500	614,000
32		359,600	422,600	475,300	535,300	615,000
33		361,500	424,500	477,100	536,900	616,000
34		363,700	426,000	479,200	538,700	
35		365,800	427,800	481,300	540,400	
36		367,800	429,600	483,300	542,100	
37		369,700	431,500	485,400	543,700	
38		371,900	433,500	487,100	545,300	
39		374,000	435,300	488,900	546,700	
40		376,000	437,200	490,700	548,300	
41		378,000	439,000	492,300	549,800	
42		378,700	440,700	494,100	551,200	
43		379,300	442,400	495,900	552,600	
44		380,000	444,200	497,500	553,900	

45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	574,100
67		471,900	523,700	575,000
68		472,500	524,600	575,900
69		472,800	525,500	576,800
70		473,400	526,300	577,700
71		474,100	527,200	578,600
72		474,800	528,100	579,500
73		475,200	528,900	580,400
74		475,800	529,800	581,300
75		476,500	530,700	582,200
76		477,200	531,400	583,100
77		477,600	532,200	584,000
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	

	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員			円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	



27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		

72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再 任用短時 間勤務職	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

員								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この給料表は、病院、診療所、家畜診療所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の医療業務に従事する職員で市の規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	

35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	

80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		

125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			
151	306,000	337,900			
152	306,300	338,300			
153	306,700	338,600			
154	306,900				
155	307,100				
156	307,400				
157	307,700				
158	308,000				
159	308,300				
160	308,600				
161	309,000				
162	309,300				
163	309,600				
164	309,900				
165	310,300				
166	310,600				
167	310,900				
168	311,200				
169	311,600				

定年前再任 用短時間勤 務職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市の規則に定めるものに適用する。

第2条 中津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60）」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75）」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165を、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165を、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

（中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年中津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「、6月に支給する場合には100分の207.5を、12月に支給する場合には100分の217.5」に改める。

第6条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の207.5を、12月に支給する場合には100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

（中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第7条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和32年中津川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「、6月に支給する場合には100分の212.5を、12月に支給する場合には100分の222.5」に改める。

第8条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5を、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規定は、令和5年4月1日から適用する。

（1） 第1条の規定（中津川市職員の給与に関する条例第2条、第21条の3第3項及び第22条の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の中津川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定

（2） 第3条の規定による改正後の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の一般職任期付職員給与条例」という。）の規定

（3） 第5条の規定による改正後の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定

（4） 第7条の規定による改正後の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議会議員報酬条例」という。）の規定



(給与等の内払)

第2条 第1条の規定による改正前の中津川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条 第3条の規定による改正前の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第4条 第5条の規定による改正前の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第5条 第7条の規定による改正前の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議会議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

議第117号

中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

子どもの医療費助成の対象年齢を15歳から18歳までに引き上げるため、この条例を定めようとする。

## 中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

中津川市福祉医療費助成に関する条例（令和3年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本文中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第1条中「母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童」を「ひとり親家庭等の父又は母及び児童」に改める。

第2条第1項中「「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」」を「「ひとり親家庭等の父又は母及び児童」」に改め、同項第1号中「15歳」を「18歳」に、「、第3号又は第4号」を「又は第3号」に改め、同項第3号中「母子家庭等の母及び児童」を「ひとり親家庭等の父又は母及び児童」に改め、「女子」の次に「及び同法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」を加え、同号ア中「18歳未満の児童を扶養している」の次に「父若しくは」を、「養育者（」の次に「父及び」を、「場合又は」の次に「父及び」を加え、「母子」を削り、「扶養義務者（当該」の次に「父若しくは」を加え、同項第4号を削る。

第4条第1項中「母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父」を「ひとり親家庭等の父又は母及び児童については父若しくは母又は養育者」に改める。

第5条中「母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父」を「ひとり親家庭等の父又は母及び児童については父若しくは母又は養育者」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第118号

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

総合病院中津川市民病院の病床数の変更等に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総合病院中津川市民病院の項中「360床」を「316床」に改める。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議第119号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について  
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

第13条の3中「及び第21条の3」を「、第21条の3及び第21条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第17条の6の2中「及び第21条の3」を「、第21条の3及び第21条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第17条の7中「第21条」の次に「及び第21条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第20条第1項中「又は」を「若しくは」に、「第21条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「第21条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第21条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第21条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に改め、「介護納付金賦課被保険者でなくなった日」の次に「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」を加え、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第21条の3第1項に定める第17条若しくは第

第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第21条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項または第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第21条の3中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第21条の4を第21条の5とし、第21条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「6



5万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除額の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に規定する場合に応じたそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第17条第2項の規定は、前項に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護保険金賦課被保険

者である者に限る。以下この項において同じ。) 」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。

第25条の3を第23条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第23条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第21条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

議第120号

中津川市市営住宅条例等の一部改正について  
中津川市市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

家族形態の多様化への対応及び入居率の向上を図るため、この条例を定めようとする。

## 中津川市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(中津川市市営住宅条例の一部改正)

第1条 中津川市市営住宅条例(平成9年中津川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 親族等 親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は岐阜県パートナーシップ宣誓制度に類する制度として、市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方を言う。

第5条第1項第1号中「親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を「親族等」に、同項第5号中「親族」を「親族等」に改める。

第8条第1項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第11条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

第50条第1号中「親族」を「親族等」に改める。

(中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例(平成17年中津川市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「児童をいう。)」の次に「又は岐阜県パートナーシップ宣誓制度に類する制度として、市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 子育て世帯等 同居する18歳未満の子を持つ世帯又は妊娠中であって、母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯をいう。

第6条第1項第3号ア中「、又は」を「若しくは」に改め、「婚姻予約者」の次に「又は子育て世帯等」を加え、同号アに次のただし書を加える。

ただし、入居申込み時点で解消している場合には、この限りではない。

(中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正)

第3条 中津川市若者定住促進住宅管理条例(平成17年中津川市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 配偶者等 配偶者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は岐阜県パートナーシップ宣誓制度に類する制度として、市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方をいう。

(4) 子育て世帯等 同居する18歳未満の子を持つ世帯又は妊娠中であって母子、健康手帳の交付を受けている者を含む世帯をいう。

第6条第1項第2号中「35歳以下（味噌野団地にあつては40歳以下）」を「40歳以下」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、子育て世帯等にあつては、この限りではない。

第6条第1項第3号中「配偶者と」を削り、「、又は」を「若しくは」に、「婚姻予約者」を「配偶者等又は子育て世帯等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、入居申込み時点で解消している場合には、この限りではない。

第6条第1項第4号中「希望するものであり、かつ、第2号の規定にかかわらず、入居者及び同居者の年齢が40歳以下であること」を「希望するものであること」に改め、同項第6号中「婚姻予約者」を「配偶者等」に改める。

第12条中「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等又は18歳以上の子」に改める。

別表第1味噌野団地の項備考の欄を次のように改める。

单身可

別表第3味噌野団地の項中「年齢50歳に到達した日の属する年度末まで」の次に「（入居時年齢が41歳以上の場合は入居期間10年）」を加え、同表原団地の項中「年齢45歳に到達した日の属する年度末まで」を「年齢50歳に到達した日の属する年度末まで（入居時年齢が41歳以上の場合は入居期間10年）」に、同表中「40歳」を「50歳」に、同表宮脇団地の項中「入居期間 15年」を「年齢50歳に到達した日の属する年度末まで（入居時年齢が41歳以上の場合は入居期間10年）」に改める。

（中津川市市営単独住宅管理条例の一部改正）

第4条 中津川市市営単独住宅管理条例（平成17年中津川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 親族等 親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
その他婚姻の予約者を含む。）又は岐阜県パートナーシップ宣誓制度に類する制度  
として、市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を  
受けたパートナーシップ関係の相手方をいう。

第6条第1項第2号中「配偶者と」を削り、「婚姻予約者」を「親族等」に改め、同項  
第3号中「婚姻予約者」を「親族等」に改める。

第12条中「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある  
者を含む。）」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議第121号

中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について  
中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例

中津川市消防本部消防手数料条例（平成12年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表12の部10の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。



議第122号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市茄子川字二ツ岩404番2	原野	420.17
中津川市茄子川字二ツ岩404番3	山林	6,550.42
中津川市茄子川字二ツ岩405番4	山林	1,488.25
中津川市茄子川字二ツ岩413番1	山林	8,454.06
	ため池	289.00
中津川市茄子川字西通448番45	原野	1,743.74
中津川市茄子川字西通448番47	原野	982.00
中津川市茄子川字西通448番48	原野	167.00
合計面積		20,094.64

2 取得金額 32,138,440円

3 取得の相手方 個人（8名）



の差額2,359万8,970円が過払いとなっていた。

中津川市は甲に対し過払い金の返還を請求したが応じないため、令和5年5月に裁判所に対して国、県負担分1,769万9,228円を除いた市負担分589万9,742円の仮差押えの申し立てを行い、同年8月22日に仮差押命令が発出された。その後甲の代表者及び代理人弁護士へ連絡を試みるも音信不通となったため、本訴を提起するものである。

#### 4 請求の趣旨

(1) [REDACTED] は、中津川市に対し、金589万9,742円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は [REDACTED] の負担とする。

#### 5 事件に関する取扱い及び方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 判決の結果により必要がある場合は、上訴する。

議第124号

市有墓地の廃止について

中津川市墓地の設置等に関する条例（昭和30年中津川市条例第5号）第2条第2項の規定により、次のとおり市有墓地の廃止をしたいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

市有墓地の廃止

市有墓地名	所在地	面積
狐塚墓地	中津川市手賀野字狐塚110番	267㎡

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市苗木公民館 中津川市苗木7516番地の1
指定管理者	中津川市苗木7516番地の1 苗木地域まちづくり推進協議会
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知公民館 中津川市付知町4956番地43
	中津川市アートピア付知交芸プラザ 中津川市付知町4956番地52
指定管理者	中津川市付知町4956番地43 付知町まちづくり協議会
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	馬籠ふるさと学校 中津川市馬籠4797番地230
	馬籠総合グラウンド 中津川市馬籠5729番地37
	馬籠ふれあい広場 中津川市馬籠4797番地240
指定管理者	中津川市坂下1991番地1 SORAfam株式会社
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市民プール 中津川市駒場1658番地の23
指定管理者	多治見市光ヶ丘二丁目60番地の1 株式会社 コパン
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで



議第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市民運動場 中津川市手賀野169番地の1
	中津川市サンライフ 中津川市手賀野172番地の1
	中津川市サンライフ分館 中津川市手賀野173番地の1
指定管理者	中津川市駒場町1番3号 三菱電機ライフサービス株式会社中津川支店
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市東児童館 中津川市中津川2364番地の1721
	中津川市西児童館 中津川市駒場1249番地の12
	中津川市児童センター 中津川市かやの木町1番17号
	中津川市坂本ふれあい施設 中津川市千旦林1457番地の13
	指定管理者
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市にぎわいプラザ駐車場 中津川市小川町491番11
指定管理者	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商株式会社
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川駅前市営駐車場 中津川市太田町2丁目3番19号
	中津川駅前広場市営駐車場 中津川市中津川字小淀川351番70
指定管理者	中津川市手賀野263番地の11 恵北ビル管理株式会社
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで